

2 労働条件等の動向と対策

(1) 賃金・物価

欧米諸国

欧米諸国では、物価は概ね安定して推移した。賃金上昇率（名目）は、イギリス、フランスで3%を超えるものとなった。

アジア諸国

アジア諸国では、物価上昇率はインドネシアで昨年に引き続き大幅に上昇する一方で、中国、シンガポールではマイナスとなった。賃金上昇率（名目）は、中国、韓国で景気の拡大により、大幅な上昇となった。

(2) 労働時間

各国とも労働時間の増減幅はわずかなものにとどまった。

(3) 労働条件対策

アメリカでは、2003年3月に、時間外労働の割増賃金の支払いの適用を除外される労働者（エクゼンプト労働者）と除外されない労働者（非エクゼンプト労働者）の区分の簡素化を目的とした、公正労働基準法の改正案が発表された。

イギリスでは、2002年10月に最低賃金の引上げが実施されたほか、2003年4月から、子を持つ親に柔軟な就労形態を要求する権利が認められることとなった。

ドイツでは、事業所理由による解雇の場合に、新たに法定退職補償金制度が導入される解雇保護法の改正案が2003年6月に連邦議会に提出された。

フランスでは、2002年12月「賃金・労働時間・雇用促進法」が成立し、超過勤務時間の年間の上限を130時間から180時間に引き上げ、週35時間制を緩和するとともに、複雑化した法定最低賃金の一本化等を図ることとなった。

韓国では、2002年9月、週休2日制に係る勤労基準法の改正案が国会に提出されたが、労使ともに同改正案に反対しているため、2003年7月現在、審議が行われていない。

中国では、2003年に「労災保険条例」が公布され、都市部のすべての労働者を対象とした労災保険制度が発足した。

インドネシアでは、労働者の保護に重点を置く労働力法（原案は労働力開発保護法案）が、国会提出から2年半を経て成立した。

表3 各国の物価上昇率の推移

(%)

| 地域別 | 国名 | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 1～3月 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|--------|
| | | | | | | | | | |
| 欧米諸国及びEU | アメリカ | 2.2 | 3.4 | 2.8 | 1.6 | 1.5 | 1.1 | 1.5 | 2.4 |
| | カナダ | 1.4 | 1.5 | 2.0 | 2.7 | 2.2 | 2.6 | 3.0 | 3.9 |
| | イギリス | 1.5 | 3.0 | 1.8 | 1.7 | 1.3 | 1.0 | 1.7 | 2.9 |
| | ドイツ | 0.6 | 1.4 | 2.0 | 1.4 | 2.0 | 1.3 | 1.1 | 1.2 |
| | フランス | 0.5 | 1.7 | 1.7 | 1.9 | 2.1 | 1.6 | 1.7 | 2.2 |
| | EU | 1.2 | 1.9 | 2.2 | 2.1 | 2.4 | 1.9 | 1.9 | 2.2 |
| アジア | 韓国 | 0.8 | 2.3 | 4.1 | 2.7 | 2.3 | 2.6 | 3.1 | 3.7 |
| | 中国 | -1.4 | 0.4 | 0.7 | -0.8 | -0.6 | -0.8 | -0.8 | -0.8 |
| | シンガポール | 0.0 | 1.4 | 1.0 | -0.4 | -0.8 | -0.4 | -0.4 | 0.1 |
| | インドネシア | 20.5 | 3.7 | 11.5 | 11.9 | 14.5 | 12.6 | 10.4 | 10.3 |
| | タイ | 0.3 | 1.6 | 1.7 | 0.6 | 0.6 | 0.2 | 0.3 | 1.4 |
| | フィリピン | 6.6 | 4.4 | 6.1 | 3.1 | 3.6 | 3.4 | 2.8 | 2.6 |
| 大洋州 | オーストラリア | 1.5 | 4.5 | 4.4 | 3.0 | 2.9 | 2.8 | 3.2 | 3.0 |
| | ニュージーランド | -0.1 | 2.6 | 2.6 | 2.7 | 2.6 | 2.7 | 2.7 | 2.7 |
| ロシア | | 36.5 | 20.2 | 18.6 | 15.1 | 5.4 | 3.4 | 1.2 | 4.3 |

資料出所 各国資料及び内閣府「海外経済データ」

(注) 前年比又は前年同期比。アメリカ、カナダ、韓国の四半期値は、それぞれ3、6、9、12月の数値。

表4 各国の名目賃金上昇率の推移

(%)

| 地域別 | 国名 | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | | | | |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|------|------|--------|------|
| | | | | | 1～3月 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | |
| 欧米諸国及びEU | アメリカ | 3.3 | 3.8 | 3.3 | 2.6 | 3.3 | 3.4 | 3.2 | 4.0 |
| | カナダ | 1.0 | 2.3 | 1.6 | 2.3 | 2.9 | 2.8 | 1.7 | 1.1 |
| | イギリス | 4.8 | 4.5 | 4.3 | 3.6 | 3.4 | 3.8 | 3.7 | 3.4 |
| | ドイツ | - | 0.3 | 1.8 | 2.3 | 1.7 | 1.5 | 2.5 | 2.8 |
| | フランス | 2.5 | 5.2 | 4.2 | 3.6 | 3.8 | 3.9 | 3.4 | 3.4 |
| | EU | 2.7 | 3.5 | 2.6 | 3.3 | - | - | - | - |
| アジア | 韓国 | 12.1 | 8.0 | 5.6 | 11.6 | 10.2 | 10.1 | 10.6 | 16.4 |
| | 中国 | 11.6 | 12.3 | 16.0 | - | - | - | - | - |
| | シンガポール | 2.7 | 8.9 | 2.3 | 0.8 | - | - | - | - |
| | インドネシア | 17.3 | 30.1 | 31.8 | - | - | - | - | - |
| | タイ | 0.7 | -0.4 | 2.5 | -1.3 | -1.3 | 0.1 | -0.9 | -1.1 |
| | フィリピン | 7.5 | 6.9 | - | - | - | - | - | - |
| 大洋州 | オーストラリア | 1.6 | 4.7 | 4.7 | 3.8 | 1.0 | 0.6 | 1.2 | 1.0 |
| | ニュージーランド | 1.9 | 2.7 | 3.4 | 4.2 | 4.2 | 4.2 | 2.5 | 4.1 |

資料出所 各国資料

(注) 1) 前年比または前年同期比。

2) アメリカは民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり賃金。四半期は、それぞれ3、6、9、12月の数値。

カナダは全産業労働者の週当たり賃金。

イギリスは非農業主要産業労働者の週当たり賃金。

ドイツは製造業生産労働者の時間当たり賃金。

フランスは非農業労働者の時間当たり賃金。

EUは製造業労働者の時間当たり賃金。

韓国は非農林漁業労働者の月当たり賃金。

中国は都市部雇用者の年間実収賃金。

シンガポールは非農業主要産業労働者の月当たり賃金。

インドネシアは製造業生産労働者の週当たり賃金。

フィリピンは非農業の月間実収賃金。

タイは全産業雇用者の月当たり賃金の各年第1四半期の上昇率。

オーストラリアは全産業雇用者の週当たり賃金。

ニュージーランドは製造業労働者の週当たり賃金。

表5 各国の週労働時間の推移

(時間)

| 地域別 | 国名 | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | | | | |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|--------|
| | | | | | | 1～3月 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 |
| 欧米諸国及びEU | アメリカ | 34.5 | 34.5 | 34.2 | 34.2 | 33.9 | 34.7 | 34.5 | 34.4 |
| | カナダ | 31.6 | 31.6 | 31.6 | 31.9 | 31.9 | 31.7 | 31.8 | 32.2 |
| | イギリス | 40.0 | 39.8 | 39.8 | 39.6 | - | - | - | - |
| | ドイツ | 37.9 | 38.2 | 38.0 | 37.9 | 37.4 | 37.8 | 38.0 | 38.1 |
| | フランス | 38.4 | 36.9 | 36.1 | 35.7 | 35.8 | 35.7 | 35.7 | 35.6 |
| | EU | 41.1 | 39.8 | 40.7 | - | - | - | - | - |
| アジア | 韓国 | 50.0 | 49.3 | 48.3 | - | - | - | - | - |
| | シンガポール | 46.8 | 47.0 | 46.2 | - | - | - | - | - |
| | タイ | 50.0 | - | - | - | - | - | - | - |
| | フィリピン | 41.4 | 43.0 | 41.5 | - | - | - | - | - |
| 大洋州 | オーストラリア | 35.7 | 35.6 | - | - | - | - | - | - |
| | ニュージーランド | 38.2 | 38.2 | 38.0 | - | - | - | - | - |

資料出所 各国資料及びILO “Yearbook of Labour Statistics 2002”

(注) 1) アメリカは民間非農業、生産・非監督的労働者の週当たり支払い労働時間。

カナダは非農業労働者の週当たり支払い労働時間。

イギリスは全産業フルタイム労働者の週当たり実労働時間。

ドイツは製造業生産労働者の週当たり支払い労働時間。

フランスは非農業労働者の週当たり実労働時間。2002年は四半期の平均値。

EUはフルタイム雇用者についてEU統計局が調整した数字。

韓国は非農業漁業雇用者の週当たり実労働時間。

シンガポールは全産業労働者の週当たり実労働時間。

フィリピンは全産業労働者の週当たり実労働時間。

タイは非農林漁業労働者の週当たり実労働時間。

オーストラリアは全産業雇用者の週当たり実労働時間。年度の数字(99年=99-2000年度)。

ニュージーランドは非農林漁業労働者の週当たり支払い労働時間。

2) 労働時間の定義は各国ごとに異なるため、厳密な比較はできない。

3 労使関係・労使関係制度の動向

(1) 労働組合組織

欧米諸国

労働組合組織率は、イギリス、ドイツ、オーストラリアで20%台で比較的高いが、引き続き低下傾向にある。

アジア諸国

労働組合組織率は、韓国、シンガポールでは10%台、フィリピンでは他国と算定方法が異なるが20%台、マレーシアでは8%台となっている。シンガポールでは、2001年に労働組合員数が増加している。

(2) 労使関係制度の動向

アメリカでは、港湾の労使交渉の決裂により、2002年9月下旬、西海岸の29の主要港湾施設の封鎖（ロックアウト）が行われ、24年ぶりにタフト・ハートレー法による大統領の指揮権発動が行われたが、2003年1月、労使は合意に達した。

イギリスでは、2002年5月、消防士の賃金引上げを巡って労使紛争が発生し、消防士組合が25年ぶりにストライキを実施する事態となったが、1年余の交渉の末、2003年6月、使用者側提案を組合側が受諾し、紛争は終結した。

EUでは、これまで非公式にソーシャル・サミット（政労使会合）が開催されてきたが、2003年3月、成長と雇用のための三者構成ソーシャル・サミットが正式に設立され、第1回目の会合が開催された。

表6 各国の労働組合組織率の推移

(%)

| 国名 | 1997年 | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アメリカ | 14.1 | 13.9 | 13.9 | 13.5 | 13.4 |
| イギリス | 30.4 | 29.9 | 29.6 | 29.5 | 29.1 |
| ドイツ | 34.8 | 32.2 | 30.0 | 29.0 | 27.0 |
| 韓国 | 13.3 | 12.2 | 12.6 | 12.0 | - |
| シンガポール | 14.2 | 14.6 | 15.4 | 15.0 | 16.5 |
| タイ | 2.1 | 2.0 | - | - | - |
| マレーシア | 8.3 | 8.6 | 8.3 | 8.2 | - |
| フィリピン | 27.0 | 27.0 | 27.1 | 27.2 | - |
| オーストラリア | 30.3 | 28.1 | 25.7 | 24.7 | 24.5 |

資料出所 各国資料

(注) フィリピンの組織率は、組合員数÷賃金労働者数。

表7 各国の労働争議件数の推移

(件)

| 国名 | 1997年 | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アメリカ | 29 | 34 | 17 | 39 | 29 |
| カナダ | 284 | 379 | 413 | 377 | 379 |
| イギリス | 216 | 166 | 205 | 212 | 194 |
| ドイツ | 144 | 46 | 200 | 67 | 48 |
| フランス | 1,607 | 1,475 | 2,319 | 3,142 | 2,131 |
| 韓国 | 78 | 129 | 198 | 250 | 235 |
| シンガポール | 253 | 291 | 246 | 231 | 266 |
| インドネシア | 234 | 272 | 125 | 273 | 174 |
| タイ | 23 | 8 | 16 | 13 | - |
| マレーシア | 5 | 12 | 11 | 11 | 13 |
| フィリピン | 93 | 92 | 58 | 60 | 43 |
| オーストラリア | 447 | 519 | 731 | 698 | 675 |

資料出所 各国資料及びILO “Yearbook of Labour Statistics 2002”

(注) 労働争議件数の定義は各国ごとに異なるので、厳密な比較はできない。

4 社会保障制度の動向

- (1) アメリカでは、ブッシュ大統領が2003年1月に医療制度の近代化及び改善について、医療過誤に係る責任の上限設定、患者の安全対策の推進、メディケア改革に係る提言を行った。
- (2) イギリスでは、政府が2002年12月に年金改革に関するグリーン・ペーパーを発表し、公的年金の支給開始年齢の据置きや企業年金受給者及び制度加入者の保護強化等の施策を提案した。
- (3) ドイツでは、年金及び医療保険制度の新たな改革に向けて作業を開始した。年金制度では、支給開始年齢の引上げや保険料率の見直しを予定しており、医療保険では、受診・入院の際の自己負担の導入や保険料率の引下げが予定されている。
- (4) フランスでは、2002年に施行された高齢者自助手当制度（APA）の受給者数が当初の予想を超えたこと等から、財政不足が深刻なものとなり、制度改革を行うこととなった。また、年金制度については2003年7月に改正法案が成立し、最低社会復帰扶助（RMI）及び疾病保険制度についても改革が予定されている。
- (5) 中国では、2003年は都市部の年金及び医療保険制度の充実、条件が整った農村部地域での年金、医療保険及び最低生活保障制度の推進が予定されている。